

本入札案件に関する暫定措置について

本学が利用しておりますリバースオークションシステム（見積@Dee）は、10月21日に実施されたPHP脆弱性への対応の影響により、現在システムを利用できない状況となっており、復旧のめどが立っておりません。

このため、システムが復旧するまでの間、「リバースオークション入札の注意事項」に定める手順の一部を、暫定的に以下のとおり変更いたしますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、システムが復旧した場合は通常の手順に戻します。その際は、契約担当者より別途ご連絡いたします。

<変更箇所>

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加資格を有する者とします。なお、システム障害に伴う暫定措置として、「1.1 利用システム」に定める見積@Deeの利用者登録（ID等の取得）は不要とします。

1.3 リバースオークション参加手順

1.3.1【1回目】

以下の契約担当者宛に、電子メールで参加表明を行ってください。なお、通常システム上で提出する書類については、電子メールに添付して提出してください。

紙媒体で提出する書類については、「リバースオークション入札の注意事項」のとおりに提出してください。

件名：「専用レンタルサーバ外の保守業務」の参加表明

送付先：財務部契約課契約第二担当

E-mail: keiyakugroup.keiyaku@un.tsukuba.ac.jp

参加資格等を確認後、「参加確定」の通知を電子メールにより送付します。

1.3.2【2回目】

「参加確定」の通知を受領した者は、入札終了日時までに、上記の契約担当者宛に電子メールで入札金額（見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を送信してください。

件名：「専用レンタルサーバ外の保守業務」の入札金額

なお、システム障害により、システムを利用したリバースオークションを実施できないため、復旧までの間は電子メールによる1回限りの価格提出方式により実施します。

入札は、入札終了日時までに本学メールサーバで受信したものを有効とし、その受付時刻は本学メールサーバの受信時刻をもって判断します。

予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札をした者を契約交渉権者とし、契約担当者からその旨を電子メールで連絡します。その後、価格交渉を行い、契約金額を決定します。

入札価格が同額であった場合は、本学において、入札執行者の立会いの下、くじにより契約交渉権者を決定します。

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 専用レンタルサーバ外の保守業務
(リバースオークション対象案件)
- (2) 実 施 期 間 令和9年4月1日から令和10年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム（見積@Dee を指し、以下「システム」という。）上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、以下のシステムにログインし、当該案件（上記1(1)の件名）を検索の上、当該案件情報からダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

本件本学担当：国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当
(電話番号 029-853-2176)

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

(1) 提出方法

- ① 競争参加資格の確認のための書類及びその他提出書類
システム（<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>）上にて提出
- ② 履行できることを証明する書類
紙媒体にて上記2の本件本学担当に提出

(2) 提出期限 令和8年11月12日 12時00分

4 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

5 入札方法

入札は、仕様書に定める項目毎の予定数量を契約期間（12か月）にわたり使用するものとして算出した総価をもって行うこと。なお、入札金額は、項目毎の1台あたり月額の見積単価に、予定数量及び12か月を乗じて算出するものとする。落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の110分の100に相当する金額を入札すること。

ただし、契約は項目毎の１台当たり月額単価による単価契約とし、支払額は毎月の実際の数に契約単価を乗じて算定する。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４７条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和９年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者であること。
- (4) 請負に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) プライバシーマーク又はＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していることを証明した者であること。
- (6) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、その他これらに準ずる機関において VMware 社の仮想環境におけるオペレーティングシステムに対応した保守業務の実績を有すること。
- (7) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、その他これらに準ずる機関において開発言語 FreePascal で開発されたシステムの保守業務の実績を有すること。
- (8) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法
国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第５３条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

令和８年１０月２８日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加に当たっては、システムの登録手続きが必要なため、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

P&D プロキュアメントサービス株式会社：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

※システムの登録手続きは、必要な書類を P&D プロキュアメントサービス株式会社で受理後、数日を要するため注意すること。登録料は無料。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。さらに、システム上において案件毎に競争参加の意思表示をする必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回入力する（1 回目は、「競争参加の意思表示及び必要書類を提出」し、2 回目は、「入札金額の入力」）必要がある。手順は、以下のとおりとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。本競争に参加を希望する者は、後記「7.」に示す、

- ① 競争参加資格の確認のための書類
- ③ その他提出書類

を、後記「7.」に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を示さなければならない。なお、本競争は技術審査を行うため、上記①及び③の書類をシステム上で提出することに加えて、

- ② 履行できることを証明する書類

を、後記 7. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合、競争に参加することができる。その際は、システム上にて「参加確定」を通知するので、競争参加を希望する者は、「参加確定」通知を受理した場合のみ、2 回目の「入札金額の入力」を行うことができる。

※注意事項

- ・システム上で、上記の書類を提出するためには、「参加申込」をチェックし、ファイルを添付の上、「申請」ボタンを押下して提出しなければならない。
- ・「参加確定」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には 1 週間から 2 週間程度要する場合がある。

1.3.2 【2回目】

「入札金額の入力」は、1.3.1 の書類提出後、合格（「参加確定」通知を受理した者）した者のみを対象に、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・「入札金額の入力」は、「入札提出画面」の「入札総額」欄に金額を入力し、「入札内容確認」ボタンを押下し、「入札内容確認画面」で内容を確認した上で「OK」ボタンを押

下し、入札金額を確定すること。システム上にて入力確定された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の提出は、不要とする。

- ・「入札提出画面」の「入札総額」欄には、既に入札がある場合は「入札第1位」の金額が表示され、自社が第1位の入札者の場合は王冠が表示される。「入札第1位」の欄に、王冠が表示されていない場合は、自社が1位ではないので注意すること。

2. 入札開始日時：本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時：令和8年12月17日 12時00分（自動延長なし）

4. 入札は、仕様書に定める項目毎の予定数量を契約期間（12か月）にわたり使用するものとして算出した総価をもって行うこと。なお、入札金額は、項目毎の1台当たり月額の見積単価に、予定数量及び12か月を乗じて算出するものとする。落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の110分の100に相当する金額を入札すること。

また、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、契約の交渉権者とする。

ただし、契約は項目毎の1台当たり月額単価による単価契約とし、支払額は毎月の実際数量に契約単価を乗じて算定する。

5. いったんシステム上で確定された入札金額は、取消しをすることができないが、入札締切日時前であれば何度でも安価な金額に更新することができる。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を下記の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

①競争参加資格の確認のための書類…システム上にて提出

- ・令和9年度の資格審査結果通知書

（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し

- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表

②履行できることを証明する書類…紙媒体にて提出

- ・技術審査申請書（様式1）……………正本1部、副本3部
- ・技術仕様書……………4部
- ・プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していることを証明する書類の写し……………4部
- ・VMware社の仮想環境におけるオペレーティングシステムに対応した保守業務の実績表……………4部

- ・開発言語 FreePascal で開発されたシステムの保守業務の実績表…………… 4 部
- ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した責任者及び業務従事者の管理
及び実施体制等について（仕様書別紙様式 1）…………… 正本 1 部、副本 3 部
- ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した再委託承諾申請書
（仕様書別紙様式 2）…………… 正本 1 部、副本 3 部
※個人情報を取扱う業務を一部でも再委託する場合は、仕様書別紙様式 2 を
提出すること。
- ・再委託承諾申請書（様式 2）…………… 正本 1 部、副本 3 部
※個人情報を取扱う業務以外で業務の全部又はその主たる部分を再委託する
場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。
再委託に関する取扱い
URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

③その他提出書類…システム上にて提出

- ・ 参考見積書
- ・ 定価（価格）証明書

※注意事項

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和 8 年 11 月 12 日（木） 12 時 00 分

■提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1
国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当
電話番号：029-853-2176

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・ 役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

様式1

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

㊞

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

- 1 入札の件名
専用レンタルサーバ外の保守業務
- 2 添付書類
- ・技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部
 - ・プライバシーマーク又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していることを証明する書類の写し・・・・・・・・・・・・・4部
 - ・VMware社の仮想環境におけるオペレーティングシステムに対応した保守業務の実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部
 - ・開発言語FreePascalで開発されたシステムの保守業務の実績表・・・・・・・・・・・・・4部
 - ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について（仕様書別紙様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部
 - ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した再委託承諾申請書（仕様書別紙様式2）（該当する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部
 - ・再委託承諾申請書（様式2）（該当する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部

以上

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担 当 者 名：
連 絡 先：

様式2

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

㊞

「専用レンタルサーバ外の保守業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承諾くださるようお願いいたします。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐ 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐ 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐ その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。（※注）合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態が生じる場合があることから、不誠実な行為とみなし、同様に取引停止措置を講じることがあります。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社の提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

仕 様 書

1. 件 名 専用レンタルサーバ外の保守業務

2. 業 務 内 容

筑波大学学術情報メディアセンターの全学計算機システム上の仮想マシンにおいて、下記サーバの保守業務を行うこと。(詳細は、別紙のとおり)

3. 予 定 数 量

(1) 専用レンタルサーバ	38台
(2) マルチサイト版 WordPress 共用ウェブサービスサーバ	2台
(3) コンテナ版 WordPress 共用ウェブサービスサーバ	1台
(4) メール転送サービスサーバ	1台
(5) ウェブサイト移行検証用フォワードプロキシサーバ	1台
(6) リダイレクトサービスサーバ	1台

4. 実 施 場 所 国立大学法人筑波大学学術情報メディアセンター

5. 実 施 期 間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

6. 支 払 方 法

- (1) 代金は、1か月分を取りまとめた台数に、1台当たりの請負単価を乗じて算出するものとする。
- (2) 代金は、1か月毎に支払うこととし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

7. 個人情報の取扱い

- (1) 発注者及び請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。
 - ① 請負者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
 - ② 請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする（別紙様式1-2）。
 - ③ 請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、請負者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再

委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。

- ⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
 - ⑥ 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
 - ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- （2）発注者は、請負者が上記（1）に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- （3）発注者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- （4）上記（1）③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
- （5）上記（4）は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

8. その他

- （1）請負者は、プライバシーマーク又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
- （2）本件は、本仕様書によって行うものとし、これらに疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、発注者・請負者間において協議の上、実施するものとする。
- （3）請負者は、業務上知り得た情報について、本学の許可なくこれを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- （4）この契約について必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- （5）その他詳細については、本学職員と協議の上、実施するものとする。

I. 実施内容説明

1. 調達背景及び目的

国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）では、学内各部局等からのサーバ設置等の要求に対応するため、専用レンタルサーバ・WordPress 共用ウェブサービスサーバ・メール転送サービスサーバ等を管理・運用している（以下「本事業」という。）。

本事業のサーバでは、計算機の管理に詳しくない一般の職員でも特殊用途のサーバの運営、WordPress によるウェブサイトの設置、独自ドメインのメールホスティングが容易に行えるようになっている。

現在、本事業で合計 38 台のサーバを運用しており、そのサーバを一元的に管理することを目的とする。

2. 実施内容の詳細

実施内容について、詳細な業務要件を下記のとおり定義する。

（1）専用レンタルサーバ保守業務

専用レンタルサーバ保守業務では、下記の業務を実施することとする。

仮想サーバのオペレーティングシステムは、VMware 社の仮想環境で実行可能なものを全て受け入れている。

本業務では、いずれのオペレーティングシステムでも管理可能な知識を保有していることを要求する。そのため、VMware 社の仮想環境におけるオペレーティングシステムに対応した保守業務の実績を国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、その他これらに準ずる機関において有することを要件とする。

- ① 仮想サーバの構築業者へサーバ及びネットワークの仕様の引き継ぎを求めるものとし、構築業者との打合せ等に係る費用は本調達に含むものとする。
- ② 仮想サーバの稼働監視を行うこと。
- ③ 保守に必要なソフトウェアを仮想サーバにインストールし、必要な設定を行うこと。
- ④ 仮想サーバで運用中の各種サービス・アプリケーションの設定変更を行うこと。
- ⑤ 専用レンタルサーバ用に用意された個別ファイアウォールの設定変更を行うこと。
- ⑥ 統一認証システムとの接続を行うこと。接続方式として Shibboleth・LDAP・Active Directory に対応できること。
- ⑦ オペレーティングシステムをアップデートすること。
- ⑧ アップデートは、月 1 回以上実施すること。
- ⑨ アップデート日時を計画し、利用者へ広報すること。
- ⑩ インストールされているサービス・アプリケーションのアップデート作業及びその動作確認を行うこと。

- ⑪ 仮想サーバに障害が発生した場合は、原因の調査を行い本学職員に報告すること。
- ⑫ 報告は、電子メール、電話又は案件管理システムにより本学職員に連絡すること。
連絡を受け付ける時間帯は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び本学が指定する日を除く平日の8時30分から17時15分までとする。
- ⑬ 仮想サーバに障害が発生した場合は、復旧作業を行うこと。
- ⑭ 復旧作業は、請負者が報告を受けてから平日は12時間以内、休日は24時間以内に対応を開始すること。
- ⑮ 仮想サーバに障害が発生した場合は、サービス・アプリケーションを復旧し再開すること。
- ⑯ 仮想サーバの電源操作を行うこと。
- ⑰ 月次報告書を作成し、本学職員に提出すること。
- ⑱ 月次報告会（学術情報メディアセンターで毎月1回2時間程度）へ参加すること。
- ⑲ 課題検討会（必要に応じ、その都度2時間程度）へ参加すること。
- ⑳ 本学が必要に応じて開催する、仮想環境管理者講習会へ参加すること。
- ㉑ 専用レンタルサーバへ移行する学内及び学内組織が学外に運用している（以下「学内等」とする。）既存サーバの移行手法を調査（学内等既存システムへの接続、内部調査を含む。）し、報告すること。
- ㉒ 本学が別途実施する脆弱性検査の結果を確認し、対応方針について提案し本学職員と協議すること。
- ㉓ 脆弱性検査に対する協議結果に応じてセキュリティ対策を実施すること。

（2）マルチサイト版 WordPress 共用ウェブサービス保守業務

マルチサイト版 WordPress 共用ウェブサービス保守業務では、下記の業務を実施することとする。

- ① マルチサイト版 WordPress へ新規サイトを追加すること。
- ② 追加したサイトの SSL 証明書を取得すること。
- ③ 運用中のサイトの SSL 証明書を更新すること。
- ④ 新規プラグインの仕様調査・動作検証を行うこと（利用者の要望に応じその都度）。
- ⑤ 新規プラグインを追加すること。
- ⑥ 新規テーマの仕様調査・動作検証を行うこと（利用者の要望に応じその都度）。
- ⑦ 新規テーマを追加すること。
- ⑧ 独自テーマ（利用者が開発又は購入したテーマ）をインストールすること。
- ⑨ WordPress をアップデートすること。
- ⑩ インストールしたプラグインをアップデートすること。
- ⑪ インストールしたテーマをアップデートすること。
- ⑫ 月次報告会（学術情報メディアセンターで毎月1回2時間程度）へ参加すること。
- ⑬ 課題検討会（必要に応じ、その都度2時間程度）へ参加すること。

- ⑭ WordPress に障害が発生した場合は、原因の調査を行い本学職員に報告すること。
- ⑮ 障害が発生した場合は、本学職員の求めに応じてバックアップデータから復元すること。なお、復元作業にかかる費用は本調達に含むものとする。
- ⑯ 障害が発生した場合は、サービスを復旧し再開すること。
- ⑰ WordPress の仕様に関する質問に回答すること。
- ⑱ WordPress 共用ウェブサービスへ移行する学内等既存サイトの移行手法を調査（学内等既存サイトへの接続、内部調査を含む。）し、報告すること。
- ⑲ 本学が別途実施する脆弱性検査の結果を確認し、対応方針について提案し本学職員と協議すること。
- ⑳ 脆弱性検査に対する協議結果に応じてセキュリティ対策を実施すること。
- ㉑ 仮想サーバに対して、専用レンタルサーバ保守業務と同等の業務を実施すること。

（３）コンテナ版 WordPress 共用ウェブサービス保守業務

コンテナ版 WordPress 共用ウェブサービス保守業務では、下記の業務を実施することとする。

- ① コンテナ型仮想環境として WordPress サイトを新規追加すること。
- ② WordPress に対して、マルチサイト版 WordPress 共用ウェブサービス保守業務と同等の業務を実施すること。
- ③ 仮想サーバに対して、専用レンタルサーバ保守業務と同等の業務を実施すること。
- ④ 本学の求めに応じてコンテナのクォータ調整を行うこと。
- ⑤ OpenID Connect、OAuth 2.0、SAML 2.0 に対応した認証認可アプリケーションを設置すること。
- ⑥ 本学の求めに応じて認証認可アプリケーションの設定変更を行うこと。
- ⑦ 認証認可アプリケーション内のアカウント・グループ作成を行うこと。
- ⑧ 各コンテナ WordPress に対して、認証認可アプリケーションを IdP とするよう設定すること。
- ⑨ 認証認可アプリケーション内のグループは、各コンテナ WordPress に一対になるよう作成し、アカウントを複数のグループに所属させることで複数のコンテナ WordPress に一つのアカウントで認証できるように設定すること。
- ⑩ コンテナエンジンのアップデートを行うこと。
- ⑪ 設定変更の反映等又は本学の求めに応じてコンテナのリロード操作を行うこと。
- ⑫ 本学の求めに応じてコンテナのリビルドを行うこと。
- ⑬ 認証認可アプリケーションのアップデートを行うこと。

（４）メール転送サービス保守業務

メール転送サービス保守業務では、下記の業務を実施することとする。

アカウント管理システムは、センターが独自に要件を定めて開発したものであり（オープンソースソフトウェアではない）、開発言語は FreePascal である。

本業務では開発言語に対する知識を保有していることを要求する。そのため、開発言語 FreePascal で開発されたシステムの保守業務の実績を国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、その他これらに準ずる機関において有することを要件とする。

- ① アカウント管理システムの開発業者へソフトウェアの仕様の引き継ぎを求めるものとし、開発業者との打合せ等に係る費用は本調達に含むものとする。
- ② アカウント管理システムのセキュリティアップデートを行うこと。
- ③ アカウント管理システムで新規ホストを追加すること。
- ④ 月次報告会（学術情報メディアセンターで毎月 1 回 2 時間程度）へ参加すること。
- ⑤ 課題検討会（必要に応じ、その都度 2 時間程度）へ参加すること。
- ⑥ Postfix に障害が発生した場合は、原因の調査を行い本学職員に報告すること。
- ⑦ 障害が発生した場合は、サービスを復旧し再開すること。
- ⑧ アカウント管理システムの仕様に関する質問に回答すること。
- ⑨ メール転送サービスへ移行する学内等既存ホストの移行手法を調査（学内等既存メールサーバへの接続、内部調査を含む。）し、報告すること。
- ⑩ 本学が別途実施する脆弱性検査の結果を確認し、対応方針について提案し本学職員と協議すること。
- ⑪ 脆弱性検査に対する協議結果に応じてセキュリティ対策を実施すること。
- ⑫ 仮想サーバに対して、専用レンタルサーバ保守業務と同等の業務を実施すること。

（５）ウェブサイト移行検証用フォワードプロキシサーバ保守業務

ウェブサイト移行検証用フォワードプロキシサーバ保守業務では、下記の業務を実施することとする。

- ① Squid へ接続許可ホストを追加すること。
- ② 仮想サーバ上の hosts ファイルへホストを追加すること。
- ③ プロキシ構成ファイル（pac ファイル）へホストを追加すること。
- ④ 月次報告会（学術情報メディアセンターで毎月 1 回 2 時間程度）へ参加すること。
- ⑤ 課題検討会（必要に応じ、その都度 2 時間程度）へ参加すること。
- ⑥ Squid に障害が発生した場合は、原因の調査を行い本学職員に報告すること。
- ⑦ 障害が発生した場合は、サービスを復旧し再開すること。
- ⑧ 本学が別途実施する脆弱性検査の結果を確認し、対応方針について提案し本学職員と協議すること。
- ⑨ 脆弱性検査に対する協議結果に応じてセキュリティ対策を実施すること。
- ⑩ 仮想サーバに対して、専用レンタルサーバ保守業務と同等の業務を実施すること。

（６）リダイレクトサービス保守業務

リダイレクトサービス保守業務では、下記の業務を実施することとする。

ウェブリダイレクト管理システムは、センターが独自に要件を定めて開発したものであり（オープンソースソフトウェアではない）、開発言語は FreePascal である。

本業務では開発言語に対する知識を保有していることを要求する。そのため、開発言語 FreePascal で開発されたシステムの保守業務の実績を国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、その他これらに準ずる機関において有することを要件とする。

- ① ウェブリダイレクト管理システムの開発業者へソフトウェアの仕様の引き継ぎを求めるものとし、開発業者との打合せ等に係る費用は本調達に含むものとする。
- ② ウェブリダイレクトシステムのセキュリティアップデートを行うこと。
- ③ 月次報告会（学術情報メディアセンターで毎月 1 回 2 時間程度）へ参加すること。
- ④ 課題検討会（必要に応じ、その都度 2 時間程度）へ参加すること。
- ⑤ システムに障害が発生した場合は、原因の調査を行い本学職員に報告すること。
- ⑥ サービスに障害が発生した場合は、サービスを復旧し再開すること。
- ⑦ ウェブリダイレクトシステムの仕様に関する質問に回答すること。
- ⑧ 本学が別途実施する脆弱性検査の結果を確認し、対応方針について提案し本学職員と協議すること。
- ⑨ 脆弱性検査に対する協議結果に応じてセキュリティ対策を実施すること。
- ⑩ 仮想サーバに対して、専用レンタルサーバ保守業務と同等の業務を実施すること。
- ⑪ 本学職員の要請により、ウェブリダイレクトシステムへの移行を希望又は実施する学内利用者からの問い合わせ対応を開始できること。（学内利用者のサポート等にかかる費用は本調達に含めないものとし、利用者と別途協議すること。）

3. その他

（1）付随する保守業務

上記の各サービスに付随する作業のうち、未定義の作業が発生した場合は本学と協議の上で定めることとする。

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者
住 所
名 称
代表者

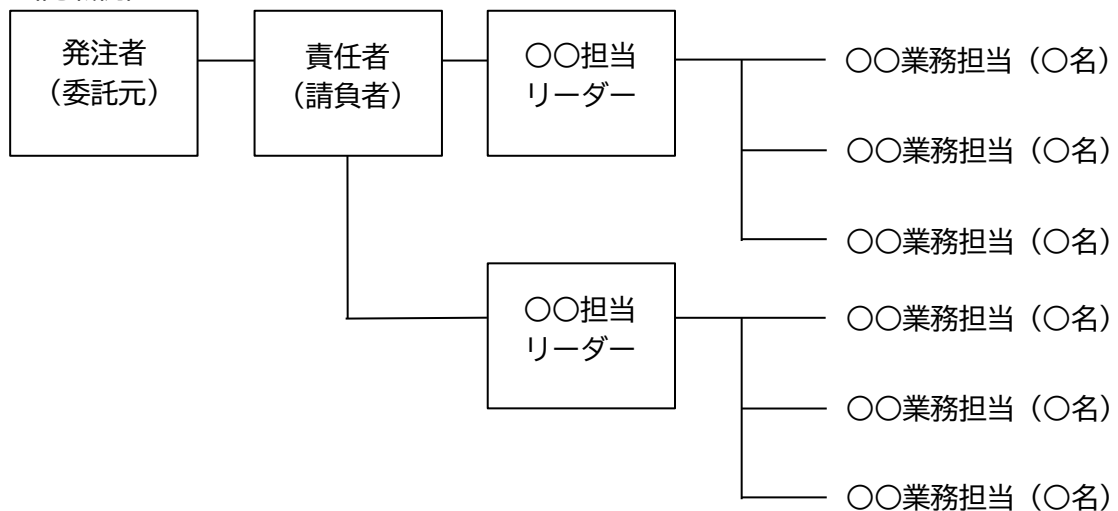
印

「専用レンタルサーバ外の保守業務」の一般競争入札に関し、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名： 氏名：
役職名：

2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制
(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項
※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。

4. その他必要な事項

以上

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者
住 所
名 称
代表者

㊞

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「専用レンタルサーバ外の保守業務」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

以上

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

印

「専用レンタルサーバ外の保守業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承諾くださるようお願いいたします。

いずれかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
○○○○○円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に○すること）
☐ 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐ 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐ その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
7. その他特記事項

以上

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者
住 所
名 称
代表者

⑨

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「専用レンタルサーバ外の保守業務」に関して、業務が終了しましたので、契約書第 12 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他

以上

請 負 契 約 書 (案)

件 名 専用レンタルサーバ外の保守業務
請負単価 別紙内訳書のとおり

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 古田 和之（以下「甲」という。）と 請負者 （以下「乙」という。）との間において上記の件名（以下「業務」という。）について、上記の請負単価で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第2条 業務は、国立大学法人筑波大学学術情報メディアセンターにおいて行うものとする。

第3条 契約期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条 乙は、1か月毎に業務完了報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。

第5条 請負代金は、1か月毎に支払うものとし、乙は、当該期間に業務を実施し業務完了報告書に記載した台数に、項目毎の請負単価を乗じて得た金額を甲に請求するものとする。甲は業務完了確認後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第6条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第7条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

(2) 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当した場合には、甲の請求に基づき、仕様書に定める予定数量から履行済数量を差し引いた未履行数量に、請負単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第10条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し1か月前までに文書をもって通知するものとする。

第11条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第12条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

(1) 乙は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 乙は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で甲に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

(3) 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、乙は、

当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- (4) 乙は、前号に基づき甲の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。
 - (5) 乙は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、甲に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
 - (6) 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに甲に報告するものとする。
 - (7) 乙は、業務に係る甲側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面で甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 甲は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 4 第1項第3号の規定により乙から再委託を受けた者は、乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を、乙及び再委託を受けた者との連名で甲に提出するものとする。
- 5 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。
- 第13条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。
- 第14条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。
- 第15条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- 第16条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。
- 第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

乙

別紙内訳書

品名	単位	請負単価 (円：税抜)	消費税額及び 地方消費税額 (円)	請負単価 (円：税込)	備考
専用レンタルサーバ	1台1月 当たり				
マルチサイト版WordPress 共用 ウェブサービスサーバ	1台1月 当たり				
コンテナ版WordPress 共用ウェブ サービスサーバ	1台1月 当たり				
メール転送サービスサーバ	1台1月 当たり				
ウェブサイト移行検証用フォ ワードプロキシサーバ	1台1月 当たり				
リダイレクトサービスサーバ	1台1月 当たり				

上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負単価に110分の10を乗じて得た額である。